

被災後 家族の**笑顔**を取りもどす 知識が…いま**必要**です!! Vo-1

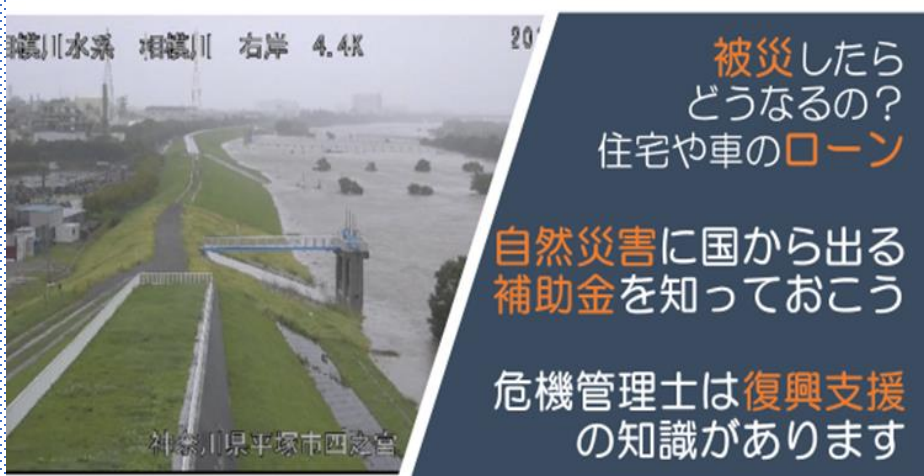
危機管理士は自然災害での「国・自治体
からの法的支援」の内容も学んでいます

危機管理士(自然災害)・防災士・女性

この視点から大切なポイントをお伝えします

マザーアース茅ヶ崎 代表 **山田ひさ**

非営利活動団体日本危機管理士機構
危機管理士(自然災害) N210927



相模川流域に住む人達に **重要**な事は…

- ・ 萩園・浜之郷・今宿・浜見平・南湖1・2
矢畑・下町屋・柳島・中島 この地域は
- ・ 大雨(河川氾濫・洪水) 浸水深0.5~3m
- ・ 地震後の河川津波 津波の大きさによるが
津波のエネルギーはつきることがない
- ・ 液状化 避難困難と住居被害が大きく
土地の問題なので修復が難しい
などの被害が考えられます。

ローンの残っている家が「半壊~全壊」
してしまったとき、どうやって日常生活
を取りもどすか…今までは、新たな家の
再建は[**2重ローン**]になり失意の中で希望
を持つことが難しかったですが、新しい
救済措置が出来て[**2重ローン回避が可能**]
になりました。

あなたが「被災から復興への新たな道すじ」
を知ることによって今後の対策を考える事が出来る
のです!! **今後も連載で詳細をお知らせします**

「相模川の洪水」を想定し 国からの支援について学ぶ会 開催

2023年 3月19日 (日)

午後13:30 ~ 15:30
鶴嶺西コミュニティセンター

非営利活動団体日本危機管理士機構
危機管理士 (自然災害) N210927



マザーアース茅ヶ崎 山田ひさ
☎ 090-3236-6285 参加費無料
mail hisa-diva@vega.ocn.ne.jp

生活 心と日常生活の復旧・復興 は平時のつながり
・大切な人を失う喪失感や住み慣れた土地から離れる
事で起こる希望喪失による災害関連死
・災害関連死の問題解決には友人・近隣コミュニ
ティの再構築が重要

経済 復旧・復興 (収入と家の再建) に必要な支援
・国・県の補助 ・災害救助法・被災者再建支援法
・激甚災害指定
・自己の損害補償 火災(地震)保険や共済加入 **必須**
・会社の保険 労災保険
・**罹災証明** (わが家) すべての援助を受け
る「パスポート」
・被災証明 (自営業) 仕事を立て直す

被災から再建へ

★災害救助法・・・**救える命を**
市町村で10世帯以上の全壊

- ・ **初期** ⇒ **人命**の救助 (72時間程度)
- ・ 避難所開設 (二次災害の防止)
- ・ 水・食糧などの**現物支給**が原則
- ・ **中期** ⇒ 衣食住への応急処置
(規模により6日後くらい~)
- ・ **後期** ⇒ 障害物の撤去

★被災者生活再建支援法・・・**生活再建**
都道府県で100世帯の全壊

- ・ **適応基準** ⇒ **10**世帯以上の住宅
全壊被害が発生した**市町村**
- ・ 居住宅の被害に応じて支給額変化
- ・ 中規模半壊にも支援と改正になる
- ・ 基礎支援金 ⇒ **被害**状況
加算支援金 ⇒ **再建**の方法
基礎+加算 = 最大**300万**

★「**自然災害債務整理ガイドライン**」
に基づく**住宅ローン**の免除・減額